

事業基盤強化設備等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (措法42の7①、68の12①、旧措法42の7①、68の12①)		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名 ()
特別償却の種類	1	42条の7第1項()号 68条の12第1項()号 旧42条の7第1項()号 旧68条の12第1項()号	42条の7第1項()号 68条の12第1項()号 旧42条の7第1項()号 旧68条の12第1項()号	42条の7第1項()号 68条の12第1項()号 旧42条の7第1項()号 旧68条の12第1項()号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業基盤強化設備等の種類等	3	()	()	()
事業基盤強化設備等の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平 · ·	平 · ·	平 · ·
事業の用に供した年月日	7	平 · ·	平 · ·	平 · ·
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
基準取得価額割合	10	<u>35又は100</u> 100	<u>35又は100</u> 100	<u>35又は100</u> 100
基準取得価額	11	円	円	円
特別償却率	12	<u>30</u> 100	<u>30</u> 100	<u>30</u> 100
特別償却限度額	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	15	() ()	() ()	() ()
(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号) 事業の用に供した事業基盤強化設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項				
経営改善措置に関する計画等の承認等の年月日	16	平 · ·	平 · ·	平 · ·
国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無	17	有 · 無	有 · 無	有 · 無
情報基盤強化設備等の取得価額の合計額	18			円
その他参考となる事項	19			

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額		20	大株 規 模 法 數 人 等 の 保 の 有 明 す る 細	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数		21		1		26
大数規模等の法人の株式保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (26)	22				27
	保有割合 $\frac{(22)}{(20)}$	23				28
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (30)	24				29
	保有割合 $\frac{(24)}{(20)}$	25		計 (26)+(27)+(28)+(29)		30

特別償却の付表（三）の記載の仕方

1 この付表（三）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の7第1項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却》若しくは平成22年改正前の租税特別措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第42条の7第1項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の12第1項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却》若しくは平成22年旧措置法第68条の12第1項《事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産の特別償却限度額の計算に際し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

また、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第42条の7第1項各号若しくは第68条の12第1項各号又は平成22年旧措置法第42条の7第1項各号若しくは措置法第68条の12第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれ該当号を記載します。

3 「事業の種類2」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「事業基盤強化設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、租税特別措置法施行規則第20条の3第1項及び第7項に規定する資産については、法人税法施行令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》又は第133条の2第1項《一括償却資産の損金算入》の規定の適用を受けるものを除きます。

5 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「基準取得価額割合10」の分子は、次の対象資産の区分に応じ、それぞれ該当する数字を○で囲みます。

(1) 大規模な法人等（中小企業者に該当する法人以外の法人及び中小連結法人以外の連結法人をいいます。以下同じ。）が平成22年4月1日前に取得等をした平成22年旧措置法第42条の7第1項第4号（又は第68条の12第1項第4号）に定める資産…「35」

(2) 上記(1)の資産以外の資産…「100」

7 「償却・準備金方式の区分14」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「事業の用に供した事業基盤強化設備等の仕様、性能、

型式等判定上参考となる事項15）には、事業の用に供した事業基盤強化設備等の仕様、性能、形式等その資産が事業基盤強化設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、平成22年改正前の租税特別措置法施行令第27条の7第5項（又は第39条の42第5項）に該当する資産については、（ ）内にその指定告示名、告示番号、別表の該当番号を、例えば「平9大蔵省告示第221号」、「別表の番号1」のように記載します。

9 「経営改善措置に関する計画等の承認等の年月日16」には、措置法第42条の7第1項第1号、第3号、第6号、第7号若しくは第8号（又は第68条の12第1項第1号、第3号、第6号、第7号若しくは第8号）又は平成22年旧措置法第42条の7第1項第1号、第3号、第5号、第6号若しくは第7号（又は第68条の12第1項第1号、第3号、第5号、第6号若しくは第7号）に規定する経営改善措置に関する計画、振興計画、承認経営革新計画、認定計画又は認定農商工等連携事業計画の承認又は認定の年月日を記載します。

10 「国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無17」には、事業基盤強化設備等が平成22年4月1日以後に取得等をして事業の用に供した措置法第42条の7第1項第5号の情報基盤強化設備等である場合において、当該情報基盤強化設備等が国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証されたものに該当するかどうかの有無を記載します。

11 「情報基盤強化設備等の取得価額の合計額18」には、事業基盤強化設備等が平成22年4月1日以後に取得等をして事業の用に供した措置法第42条の7第1項第5号の情報基盤強化設備等である場合に、「取得価額9」欄のうち当該情報基盤強化設備等に該当するものの取得価額の合計取得価額を記載します。

なお、情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が70万円に満たない場合には、この制度の適用はありませんので注意してください。

12 「その他参考となる事項19」には、法人が次の(1)又は(2)に掲げる法人に該当する旨等の事項を記載します。

(1) 措置法第42条の7第1項各号（又は第68条の12第1項各号）

(2) 平成22年旧措置法第42条の7第1項第4号（又は第68条の12第1項第4号）

13 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。

(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」

が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、中小企業者に該当する法人以外の法人（又は中小連結法人以外の連結法人）として取り扱われますから、注意してください。

(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～29」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。

(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。